

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪市北区堂島浜1-1-8 堂島パークビル3F
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

新型コロナウイルス感染症に従業員がかかったら

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応についてポイントを示したものです。
実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

従業員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させる。

- 発熱などの風邪の症状がある
 - 発熱がなくても体調不良の兆候が見られる
- ※社内で発熱した場合は、マスクを着用させたくえで帰宅させる
※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと

NO

発熱・体調不良が続いている

YES

- (1)発症後に少なくとも8日が経過している かつ
- (2)各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから72時間(3日)以降が望ましい

※職場復帰につきましては各企業でご判断をお願いします。

職場復帰

- 「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合」は最寄りの「帰国者・接触者相談センター」や「かかりつけ医」に問い合わせをする。
※「高齢者」や「基礎疾患等のある方、妊婦の方」は、上の状態が2日程度つづく場合
- かかりつけ医を受診する際には、受診方法を電話で確認し、マスクをして受診すること。

従業員が濃厚接触者となった場合

- ①保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。保健所からは14日間の健康観察が求められる。
- ②保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと。

従業員に感染が確認された

- ①感染が確認された従業員は感染症法に基づく入院が必要となる
 - ②事業者は、保健所の指示により、事業所等の消毒を行う
- 発熱者の執務エリア(机・椅子等)の消毒(清拭)を行う。○消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。○アルコール消毒液(70%~80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる。○消毒の際は適切な個人保護具(マスク、手袋等)を用いること。

【発熱者本人に対する対応】

- ①すべての症状が消失してから72時間(3日)の自宅待機期間をもつ
 - ②職場復帰後も4週間程度は衛生対策の徹底と毎日の健康観察を続ける
 - ③+職場で3つの密がないかをチェックし、極力そのような状況避ける
- 日本渡航医学会と日本産業衛生学会が合同で公開している新型コロナウイルス情報(4月20日版)では、新型コロナウイルス感染症との診断に至らなかった場合で自然に解熱・症状軽減した場合における職場に復帰させるタイミングの目安については、以下のように示されています。(1)発症後に少なくとも8日が経過している かつ (2)各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから72時間(3日)以降が望ましい

出典:(東京商工会議所)企業向け新型コロナウイルス対策情報【2020/04/22改訂】第3回 発熱者の職場復帰時期の目安